

後期高齢者医療の負担のあり方について

政府案

病気の人に追加負担をお願いする、**窓口負担**の引き上げ

対象になるのは、

年収（単身世帯の場合）が

200万円以上の後期高齢者

対象者は約370万人（後期高齢者の20%）

※年収383万円以上の後期高齢者（単身世帯の場合）については、医療費の窓口負担はすでに3割負担となっている。

窓口負担の追加負担額は、

年間平均で約2.6万円増

（配慮措置がなければ約3.4万円増）

※約8.3万円→約10.9万円（配慮措置がなければ11.7万円）に増加

軽減できる現役世代の負担は、

約720億円

立憲案

病気の有無にかかわらず負担を分ち合う、**保険料賦課限度額（上限額）**の引き上げ

対象になるのは、

年収（単身世帯の場合）が

約900万円以上(全国平均)の後期高齢者

対象者は約24万人（後期高齢者の1.3%）

※年金収入のみで884万円、給与収入のみで889万円。

年間の追加負担額は、

年収約1,000万円(全国平均)で約8,000円／毎月

年収約1,100万円(全国平均)以上で約15,000円／毎月

軽減できる現役世代の負担は、

国費の充当と合わせ、約720億円

※都道府県によって保険料率が異なるため、対象となる年収（所得）や追加負担額も都道府県によって異なる。以上の金額は、令和3年度の全国平均の保険料率で機械的に算出した金額であることに注意を要する。